

心臓血管外科ウィンターセミナー学術集会 会則

第一条（名称）

本会は、「心臓血管外科ウィンターセミナー学術集会」と称する。

第二条（目的）

本会は、日本的心臓血管外科手術手技の実践をテーマに率直且つ活発に討論し、この分野での外科治療の進歩及び普及を図り、これを通じて心臓血管外科領域の治療の発展に寄与することを目的とする。

第三条（事業）

本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1) 年1回の学術講演会を開催する。
- 2) その他本会の目的達成に適切と思われる事業を行う。

第四条（会員）本会の会員を次の通りとする

- 1) 個人会員：本会の趣旨に賛同する医師及び医療従事者等
- 2) 賛助会員：本会の趣旨に賛同しこれを援助するする団体
本会の趣旨に賛同する医師及び医療従事者等を会員とする。

第五条（役員）本会は次の役員をおく

- 1) 代表世話人：本会の世話人の中から代表世話人を1名選出する。
- 2) 世話人：本会の会員より選出し、世話人名簿に記載する。
- 3) 当番世話人：本会の世話人の中から当番世話人を1名選出し、学術集会会長としてウィンターセミナー学術集会を開催する
- 4) 顧問：世話人会は満65歳を超えた世話人について世話人会の議を経て顧間に推薦することができる。
- 5) 代表世話人の任期は1期2年とし、最長2期4年とする。当番世話人の任期は1年とする
- 6) 名誉会長：世話人会は本会に多大な貢献をした顧間に對して、世話人会の議を経て名誉会長に推薦することができる。

第六条（代表世話人）

代表世話人は世話人会を組織し、本会に関する重要事項を協議し、会務を執行する。

第七条（当番世話人）

当番世話人は学術集会会長として心臓血管外科ウインターセミナー学術講演会を開催する。講演会終了後は会計収支報告書を作成する。

第八条（世話人会）

代表世話人が召集して開催される。

世話人会の付議事項は以下のとおりとする。

- 1) 事業報告
- 2) 世話人の選任
- 3) 本会の事業内容の企画
- 4) 会則の改正
- 5) その他世話人会で必要と認めた事項
- 6) 顧問は世話人会に出席し、意見を述べることができる

第九条（会計）

本会の運営は会員からの会費と寄付金およびその他収入をもって行う。

- 1) 会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
- 2) 会計報告は年一回行う

第十条（事務局）

本会の事務局は仙台市青葉区星陵町1番1号 東北大学病院心臓血管外科内に置く。

附則

- 1) 本会の会則は世話人会の議を経て出席者の2/3以上の承認を得て変更することができる。
- 2) 本会則は2007年1月27日から施行する
- 3) 本会則は2012年2月16日から改正する
- 4) 本会則は2013年1月23日から改正する
- 5) 本会則は2014年1月28日から改正する
- 6) 本会則は2019年1月23日から改正する
- 7) 本会則は2023年2月22日から改正する